

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 8月 1日

広島市長

提出者

住所 広島市東区戸坂千足一丁目21番25号

氏名 医療法人社団 輔仁会 太田川病院

理事長 満田 一博

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-220-0221

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団 輔仁会 太田川病院
--------	------------------

事業場の所在地	広島市東区戸坂千足一丁目21番25号
---------	--------------------

計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日
------	-----------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
--------	-----

②事業の規模	214床
--------	------

③従業員数	319名
-------	------

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 病院内の感染性廃棄物を外来、病棟、手術室、検査室、透析、薬剤部と各部門ごとに専用の容器を使用して保管、廃棄をおこなう。 （20L、50Lのプラスチック容器） 2. 専用容器は施錠できる感染性廃棄物倉庫に運搬後、保管管理を行う。 3. 運搬委託業者が週1回収を行い委託先にて保管管理を行う。 4. 運搬委託業者が最終処分業者へ運搬し、最終処分業者が保管、処分を行う。
---------------------	---

別紙4

(廃棄物処理法-特管理産業廃棄物計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量  
 計画：今年度（令和5年度）計画量

単位：トン/年

単位：トン/年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定回収業者への処理委託量		認定回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
感染性産業廃棄物	67.5	61										67.5	61	67.5	61						
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																				
	PCB汚染物																				
	PCB処理物																				
	指定下水汚泥																				
	鉱さい																				
	廃石綿等																				
	燃え殻																				
	ばいじん																				
	廃油(金属を含むもの)																				
	汚泥(金属を含むもの)																				
廃酸(金属を含むもの)																					
廃アルカリ(金属を含むもの)																					
合計	67.5	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67.5	61	67.5	61	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

- 1.各部署で感染系廃棄物を専用容器に入れ一時保管。
  - 2.病院内の職員が各部署から容器を定期的に回収し、鍵付き倉庫に保管。
  - 3.廃棄委託業者が定期的に当院より回収、運搬をおこなう。
  - 4.廃棄業者は最終処分業者へ運搬し最終処分業者が処分をおこなう。
- ※一連の流れはマニフェストにて管理をおこなう。

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>感染廃棄物は専用ボックスに排出、非感染性廃棄物は、混入しないように分別して周知徹底をしている。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>周知徹底を継続する</p>

### 3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>感染性医療廃棄物については、バイオハザードマークの付いた専用容器に収納している。専用容器に蓋をした上で専用保管場所に施錠して、廃棄委託業者に回収、運搬を行っている。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>同上</p>

### 4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>—</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>—</p>

### 5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>—</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>—</p>

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>—</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>—</p>

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>コロナウイルスの感染を防ぐため、感染BOXに判別し易い目印をつけて廃棄している。委託業者と連携して最善の方法を考えながら回収方法を都度変更し業務をおこなった。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>現状通り、安全性を維持しながらより安全な方法を見つけられるよう委託業者と連携をとっていく。</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>67.5 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>2023年4月より電子マニフェストを導入</p>